

平成 23 年度事業計画書 (平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

1 法整備支援受託事業

国際協力機構は、海外技術協力無償援助の一環として、主としてアジア諸国を対象に法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ専門家を派遣したり、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力機構による民商事分野の支援事業を平成 12 年度より随意契約で受託し、法務総合研究所他関係先と協力し実施してきた。平成 20 年度よりは共同研究会・作業部会等の運営管理業務については公示・応募によるプロポーザル方式に変更され、当財団ではこれに応募し受託業者として選定され、平成 20 年度、21 年度委託業務を実施した。平成 22 年度～24 年度については一般競争入札となり、当財団はこれに参加し所定の手続きを経て平成 22～23 年度の業務委託契約を締結した。本年度はその 2 年目として契約通り業務を実施する。なお、個々の本邦研修については一部公募方式に変更されるもの(中央アジア比較法制研究セミナー)を除き従来どおり随意契約となる見込み。

国際協力機構からの受託事業収入は、平成 14 年には 83 百万円に達したが、その後はカンボジアの民法、民事訴訟法草案作成がほぼ完了し一段落したこと、ベトナム研修等一般研修の縮小等により受託総額はやや減少し、ここ数年は同規模の受託総額となっている。

平成 23 年度はベトナムでは法・司法制度改革支援プロジェクト(フェーズ 2)が開始され、カンボジアは法制度整備支援プロジェクトフェーズ 3 及び裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ 2 もそれぞれ 4 年目として継続される。その他、中国、ラオス、ネパール、モンゴルに対するプロジェクトも継続実施される。

この受託事業については、事業内容の一層の充実を計り成果を上げるため、当財団としても引き続き独自に人的、資金的支援を加えていく。

国際協力機構受託事業収入/費用の推移(平成 22 年度まで実績)

	受託事業収入	受託事業支出	(千円)
平成 12 年度	45, 433	53, 832	
平成 13 年度	65, 060	71, 622	
平成 14 年度	82, 968	83, 446	
平成 15 年度	56, 814	57, 063	
平成 16 年度	56, 484	58, 038	

平成17年度	58, 543	62, 242
平成18年度	52, 268	54, 838
平成19年度	51, 762	52, 021
平成20年度	55, 494	54, 348
平成21年度	67, 334	65, 374
平成22年度	61, 230	55, 395
平成23年度（予算）	57, 700	55, 700

(1) ベトナム法整備支援研修（ベトナム研修）

平成19年度より実施されているベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」を目的としてベトナム司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所を対象に本邦研修を実施する予定。

第38回ベトナム法整備支援研修（司法省）

平成23年11月（東京2週間） 研修員 10人

第39回ベトナム法整備支援研修（最高人民検察院）

平成23年12月（東京2週間） 研修員 10人

第40回ベトナム法整備支援研修（最高人民裁判所）

平成24年1月（東京2週間） 研修員 10人

(2) ベトナム法制度整備

平成19年4月から平成23年3月まで4年間行われたベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの継続として同プロジェクト（フェーズ2）が平成23年4月から平成27年3月までの予定で実施される。

ここでは、「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」のための支援に重点を置き、中央司法関係機関による法規範文書の運用及び裁判実務改善にかかる組織能力向上、地方の課題への指導・助言能力強化、法規範文書の起草・改正支援が予定されている。

(イ) ベトナム民法共同研究会（東京）

委員長 森嶌昭夫 日本気候政策センター理事長

委員 11人

研究会 4回

(ロ) ベトナム裁判実務改善研究会（大阪・東京）

委員長 村上敬一 同志社大学法科大学院客員教授・弁護士

委員 4人

研究会 5回

(3) カンボジア法整備支援研修（カンボジア研修）

民事訴訟法は平成18年7月に成立・公布（適用は平成19年7月から）、民法は平成19年12月に成立・公布（適用期日は未定）されたが、両法の適用・普及に向けて引き続き日本側が支援協力を行う。

平成23年度カンボジア法整備支援研修（司法省・法人登記）

平成23年1～2月（東京2週間）研修員 12人

第9回カンボジア法曹養成支援研修（王立裁判官・検察官養成校）

（日本側実施主体：カンボジア法曹養成共同研究会）

平成23年6月（大阪2週間）研修員 10人

第10回カンボジア法曹養成支援研修（王立裁判官・検察官養成校）

平成23年10月（大阪2週間）研修員 10人

(4) カンボジア法制度整備

1) カンボジア法制度整備支援プロジェクト（民法・民事訴訟法草案作成支援）は、平成11年3月よりフェーズ1が開始され、日本側の支援組織として民法作業部会、民事訴訟法作業部会が設けられ、その結果、平成15年3月までに両草案が完成しカンボジア側に引き渡された。平成16年4月より平成20年3月までフェーズ2として民法・民事訴訟法の立法化支援及び関連法令起草支援等を実施、その結果民事訴訟法は平成18年7月に成立・公布（適用は平成19年7月から）、民法は平成19年12月に成立・公布（適用期日は未定）された。

平成20年4月よりは4年間の予定でフェーズ3が開始され民法・民事訴訟法関連附属法令等の起草立法化支援及び民法・民事訴訟法適用のための諸活動支援が行われている。

当年度も従来からの下記部会が継続される。

(イ) カンボジア民法作業部会（東京）

委員長 森嶌昭夫 日本気候政策センター理事長

委 員 15人

作業部会 4回

(ロ) カンボジア不動産登記実務アドバイザリーグループ

委員8名、参与委員1名

グループ会合 2回

(ハ) カンボジア民事訴訟法作業部会（東京）

委員長 竹下守夫 法務省特別顧問
委 員 13人
作業部会 4回

2)裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトは王立司法学院内の王立裁判官・検察官養成校における民事裁判を支援すべく平成17年11月から開始され平成20年3月でフェーズ1が終了した。平成20年4月よりは4年間の予定でフェーズ2として教材作成、教官養成等の支援及び継続教育への支援が実施される。

カンボジア法曹養成アドバイザリーグループ（大阪）
委 員 6人
参与委員 2人
アドバイザリーグループ会合 2回

当財団は引き続き各作業部会の事務局を担当し、この運営業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理・翻訳、現地専門家及び各委員との円滑な情報連絡、議事録の作成等、専門性を要する業務について従来より実績のある研究員を継続起用して取り進める。

(5) 中国民事訴訟法・民事関連法研修

中国の全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会からの要請で実施された中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトは平成22年10月で終了したが、引き続き本邦研修での支援は継続される。

平成23年度には、下記本邦研修が予定されている。

中国民事訴訟法・民事関連法研修
平成23年10月（東京・大阪2週間）
研修員 全人代法制工作委員会民法室、最高人民法院など10名

上記中国研修の支援組織として中国民事訴訟法研究会（従来の中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト研究会より改組）が行われる。

中国民事訴訟法研究会
委員長 上原敏夫 明治大学法科大学院教授
委 員 10人
研究会 2回

(6) ラオス法整備支援研修

ラオス法律人材育成強化プロジェクト（平成22年7月～平成26年7月）に基づ

く本邦研修。

第2回ラオス法整備支援研修

平成23月8～9月（大阪2週間）研修員 10人

第3回ラオス法整備支援研修

平成24月2～3月（大阪2週間）研修員 10人

(7) ラオス法律人材育成強化プロジェクト

司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院・ラオス国立大学を対象機関とし、ラオス法理論の構築と法理論に基づく司法・立法実務上の問題分析を通じ、同国法学教育及び法務・司法関係機関の人材・組織強化を支援するプロジェクトが実施されている（平成22年7月～平成26年7月）。

①ラオス民法アドバイザリーグループ

委員 松尾弘 慶應義塾大学大学院教授 他委員3名
会合 6回実施予定

②ラオス民事訴訟法アドバイザリーグループ

委員 名津井吉裕 大阪大学大学院高等司法研究科准教授 他委員4名
会合 4回実施予定

③ラオス刑事訴訟法アドバイザリーグループ

委員 加藤克佳 名城大学法学部・大学院法学研究科教授 他委員4名
会合 4回実施予定

(8) 中央アジア比較法制研究セミナー

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト（平成17年11月～平成19年9月）が倒産法注釈書作成の完成をもって終了した。この後を受けて中央アジア向けの次期プロジェクトが検討されている。

今年度も中央アジア諸国が市場経済化にふさわしい法制度を独自で整備し、その解釈・運用が適切に行われるようにするため、中央アジア諸国の立法担当者等を対象に、中央アジア諸国の企業法制についての運用状況や法的問題点を明らかにし、現地の法曹関係者への普及を目的とした中央アジア比較法制研究セミナーが実施される。

第4回中央アジア比較法制研究セミナー

平成23年12月（大阪2週間）研修員12名

参加国（予定）：カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン

(9) ネパール民法改正支援

ネパール政府より民法改正支援に関する要請があり、2009年度より国別研修「民法及び関連法セミナー」として本邦研修が実施されることになった。

ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」

平成23年8月（東京2週間）

研修員10～15名

本件の国内での支援組織として、ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」に係るアドバイザリーグループが結成されている。

民法改正支援アドバイザリーグループ

委員長 松尾 弘 慶應義塾大学法科大学院教授

委 員 4人

グループ会合 1回

(10) モンゴル調停制度強化プロジェクト

調停制度導入に向けた技術支援、弁護士会・調停センターの運営能力強化を目指したプロジェクトが実施されている。

モンゴル調停制度強化アドバイザリーグループ

委員長 稲葉一人 中央大学法科大学院教授

委 員 6人

グループ会合 4回

2 その他法関連事業

当財団は、国際協力機構のODA関係の事業とは別に法務総合研究所と共に日韓パートナーシップ研修を実施している。

(1) 日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、従来に増して緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、平成11年度より法務省・法務局と裁判所の職員、韓国の大法院(最高裁)・各級法院に勤務する登記及び執行関係職員との間で所掌業務に関する諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を継続的に実施しており、年々内容も充実し成果を上げてきている。当年度も従来のテーマを継続し実施する予定であったが、先般の東日本大震災により見送ることとなった。来年度より復活の予定。

3 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

当財団は中国国家発展改革委員会を中国側の相手方として他関係機関の協力も得て中国との法律交流事業を取り進めており、当年度は第16回日中民商事法セミナーを東京及び大阪で開催する。

第16回日中民商事法セミナー

時期・場所：平成23年10月 東京及び大阪

テーマ：未定(検討中)

主催 日本：当財団、法務総合研究所、日本貿易振興機構(ジェトロ)

中国：国家発展改革委員会

中国側講師：テーマに関する専門家講師2～3名招聘

本セミナーでは日中の開催地側(今年度は日本側)より時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は日本側より要望を出すことになっている。

日中民商事法セミナーは、当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、日中双方の民商事法分野での専門家の交流を通じ、広く企業等実務家にも有意義であるとの評価を受けており、この内容の一層の充実を計るとともに、ますます国家発展改革委員会との友好関係を深め、将来に向け新たな協力事業も検討したい。

(2) 国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある毎に開催しており、平成13年度はインドネシア裁判外の紛争解決、平成14年度はフィリピン裁判制度、平成15年度は韓国知財訴訟(特許法院)、平成16年度は日中の知的財産法制度、平成20年度は「中国民事訴訟法」、そして平成21年度は「中国国際私法・国際民事訴訟法」をテーマとして実施した。

当年度も法務総合研究所他関係諸機関の協力も得て、開催を検討したい。

(3) アジア太平洋諸国法制度シンポジウム(アジア・太平洋監査制度セミナー)

平成21年度より実施しているアジア・太平洋監査制度研究会の成果発表の場として研究対象地域である中国、香港、韓国及びベトナムから専門家を招へいし公開シンポジウムを開催する。

日時： 平成23年9月
場所： 大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室
主催： 法務省法務総合研究所、財団法人国際民商事法センター、日本貿易振興機構(ジェトロ)(予定)

(4) 他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に関する諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。又、法務省が主催する法整備支援連絡会及びその関連プロジェクトにも参加、協力していきたい。

- ・ローエイシアシンポジウムへの協賛参加
- ・法整備支援連絡会(平成24年1月)
- ・石川国際民商事法センター主催セミナー(平成24年2～3月)の後援

4 調査研究事業

(1) アジア太平洋諸国法制度調査研究

当財団は調査研究事業として、アジア太平洋諸国の法制度について関西の学者、実務家に依頼し、研究会を続けてきている。第1期破産法・担保法、第2期ADR、第3期知的財産権、第4期国際会社法、第5期株主代表訴訟を実施してきたが、平成21年度より3年の予定で、国際会社法に関連したテーマとして「監査制度」について研究事業を実施している。当年度はその最終年度である。

アジア・太平洋監査制度研究会

主 催： 法務総合研究所国際協力部、当財団
期 間： 平成21年度より3年間
対象国・地域： 中国・香港・韓国・ベトナム
研 究 会： 座長 近藤光男神戸大学教授
研究会委員： 9名

当年度は定期的研究会開催及び成果発表の場としての公開シンポジウムの開催を中心実施する予定。

(2) 海外現地調査

当財団関係者が法整備支援対象国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると

共に、支援の内容、方法などについて現地の関係者の要望を聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。

(3) 資料収集配布等

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、前記アジア太平洋諸国法制度調査研究事業の成果出版物を当財団会員に配布するための費用を含む(今年度は予定なし)。

5 広報事業

(1) 機関誌「ICCLC」発行

平成23年7月発行

平成22年度事業報告、平成23年度事業計画を掲載
2010年度「国際民商事法金沢セミナー」

平成23年7月発行

第15回目中民商事法セミナー特集を予定

平成23年12月発行

第16回目中民商事法セミナー特集を予定

(2) "ICCLC NEWS LETTER"発行

年間2回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を掲載する。

(3) パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。